

警報発令時における対応について

1 特別警報・暴風警報 発令時

- (1) 登校前に、警報が岐阜県西濃地域に発令されている場合は、下記のとおりとする。
 - ア 警報が発令中は自宅待機とする
 - イ 授業開始時刻の2時間前までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行う。
 - ウ 授業開始時刻までに警報が解除された場合は、4時限より授業を行う。ただし、授業開始時刻が午前9時の場合は、2時限より授業を行う。
 - エ 授業開始時刻以降、引き続き警報が解除されない場合は、休校とする。ただし、授業開始時刻が午前9時の場合であって、午前11時20分までに警報が解除された場合は、3時限より授業を行う。
 - オ 警報解除後に登校する場合において、公共交通機関の停止、道路・橋の損壊などで登校が危険な場合や自家の被害が著しい場合は、登校を見合わせて差し支えない。
 - カ 臨地実習は、午前7時から午前11時までの間に警報が解除された場合は、午後から実習を行う。午前11時を過ぎた後に警報が解除された場合は、休校とする。
- (2) 警報の発令が岐阜県西濃地域以外の場合は、平常どおり授業を行うが、警報発令地域に居住する者または勤務する者で登校に危険があると判断される場合は、**学校に連絡し指示に従う**。
- (3) 登校後に、警報が岐阜県西濃地域に発令された場合は、学校長の指示に従う。
 - ア 発令時の気象状況（台風の中心の位置・規模・進行速度・方向等）、公共交通機関・道路の状況等を判断し、安全に帰宅できると認めたらうで当日の授業を中止し、帰宅する。
 - イ 遠距離通学者については、その帰宅が困難と認められる場合、その危険がなくなるまで学校に残し、安全に帰宅できるまで待機する。

2 大雨、雷、洪水、大雪警報発令時は、その都度学校長の指示に従う。